

フォト・ウォーク クラブ 規約

- (名称) 第1条 本部会はフォト・ウォーク クラブ（以下本部会という）と称する。
- (事務局) 第2条 本部会の事務局はレイカディア大学に置く。
- (目的) 第3条 学内における写真撮影愛好者、ウォーキング愛好者を募り
 (1) 部員の撮影技術・写真プリント技術の向上を図る。
 (2) 部員の健康づくりと部員相互の親睦を図る。
- (部員) 第4条 本部会の部員は原則としてレイカディア大学生とする。
- (活動) 第5条 本部会は第3条の目的を達成するために以下の活動を行う。
 (1) 写真技術向上のためのカメラ基礎講座
 (2) 写真プリント技術向上のための画像処理基礎講座
 (3) 健康づくり、親睦のためのフォト・ウォーキング
 (4) その他目的を達するために必要な活動
- (役員) 第6条 本部会には以下の役員を置く。
 (1) 役員名と役職

役員名	人数	役職
部長	1名	クラブを代表し、総会・役員会の議事を進行する。他の役職の補佐を兼ねる
副部長（広報）	1名	部長を補佐し、書類印刷、配布の手続きや、各行事の広報を担当する
副部長（書記）	1名	部長を補佐し、議事録を作成し、連絡事項を統括する
副部長（ウォーク担当）	若干名	ウォーク行事の計画や手続きの一切を統括する
副部長（写真担当）	若干名	ウォーク内容の記録、集合写真の手配。写真展の手配、HPに記録写真の提供などを受け持つ
副部長（ホームページ担当）	若干名	写真担当と協力し、HPの管理・更新など一切を受け持つ
副部長（会計）	2名	クラブ会費、行事会費、保険支払いなどの金銭的管理を担当する
副部長（会計監査）	1名	会計決算報告書の内容、領収書などを照合・監査して報告する
クラス幹事	各クラス1名 (兼務可)	クラスを代表する。フォト・ウォークに関する行事の配布、連絡。参加者・参加費などクラス単位でまとめる

- (2) 本部会には顧問及び相談役を置くことが出来る。
 顧問及び相談役は部長が委嘱する。

- (3) 役員任期は1年とする。

- (総会) 第7条
 (1) 総会は年1回開催する。
 (2) 総会は活動報告、会計報告、その他本部会の重要事項を審議する。
 (3) 総会は部員総数の過半数を持って成立する。(委任状は出席数とする)
 (4) 決議については出席者の過半数とし、委任状は賛成数とする。

- (会費) 第8条
 (1) 会費は年額1,000円とし途中退会は返却しない。
 (2) 会費は備品購入や事業運営費及び親睦費・葬祭費などに充当する。
 (3) 会計年度は10月1日～翌年9月30日とする。

- (規約改正等) 第9条 定めに無い本部会運営上必要な細目については役員会で決定する。

- (付則) 第10条
 (1) 本規約は平成23年10月1日より実施する。
 (2) 本規約は平成25年10月25日に規約名、役員人数を改定する。
 (3) 本規約は平成26年9月4日に役員人数を改定する。

以上

フォト・ウォーク クラブ 確認事項

規約第9条の「定めが無い本部会運営上必要な細目については役員会で決定する」に基づき、以下について取り決める。

I、ウォーキング計画について

- ① ウォーキング・コースについては、原則10km以内、平坦コースとする。
- ② 参加費の上限を3,000円とする。（宿泊などは別会計）
- ③ 各クラス持ち回りで計画し、役員会において承認の上、決定する。

II、天候による開催の判断について

- ① 原則、雨天においても決行する。
但し、当日の午前7時現在、「現地」又は「滋賀県」に”警報”が発令されておれば、ウォーキングを中止する。”警報発令”・・・大雨警報・大雪警報・暴風警報、等
なお、このことに関して、ウォーキング開催案内に明確に記載する。
「例」雨天決行（当日7:00に警報が滋賀または京都南部に発表されている場合は中止）
- ② 天気予報による（ウォークに適さない）判断
 - 1）台風等の動きを事前に把握でき危険と判断できれば、前日までに「中止」の連絡をする。
 - 2）判断が付かない場合は、役員又は各学科の幹事へ連絡を取って下さい。

III、天候等により開催を中止した場合について

- ① 原則、延期は行わない。
- ② 参加費のうち払い戻し不能な費用については、参加者予定者が負担することを基本とする。

IV、集合時間遅刻時の扱い

参加者は集合時間を厳守することが前提であるが、交通遅延等により遅刻になりそうな場合は、以下の通り扱う。

- ① 遅刻予定者は現在場所と到着予想時刻を役員、幹事等に必ず連絡すること。
- ② 当日のスケジュールが遅れるため”10分間”をめぐり出発する。
- ③ この場合、遅刻予定者へ合流場所（ルート）を知らせ、遅刻予定者が後を追うこととする。

V、参加費について

参加費は、以下に示す必要な費用が含まれ、参加予想人数で案分し参加者が負担する。

- ① バスチャータ企画の交通費（集合場所までは各自負担）
- ② 保険料
- ③ 入場料、拝観料
- ④ ガイド料
- ⑤ 集合写真代
- ⑥ 予め食事を全員で摂る場合の費用
- ⑦ 下見費用
- ⑧ その他、計画したウォーキングを行う上に必要な費用

VI、レクリエーション保険について

- ① ウォーキング実施時には、レクリエーション（総合補償）保険に加入し、事故発生時に対応する。
- ② レクリエーション保険は、ウォーキング実施日の2日前（休日の場合は3日前）に加入する。

VII、不参加時の払い戻しについて

参加申し込み後の払い戻しは次の通りとする。

- ① 原則実施日の2日前に加入する保険料支払い時に支払いが確定している分は返金対象としない。
- ② 寺社の拝観料等、実施日の人数で金額が確定する分は当日取り消しでも返金対象とする。

VIII、下見の費用について

下見に要する費用については、以下の通りとする。

- ① J R等の交通費（自宅から目的地までの往復に要した費用）
- ② 自家用車の場合は、車代として1台当り、自宅から目的地までのJ R等の交通費に相当する費用を支払う。有料道路を利用した場合は有料道路料を支払う。
- ③ 入場料、拝観料
- ④ 下見費用については、下見人数の如何にかかわらず、合計9,000円を限度とする。
（算定根拠3名 x 3,000円）
- ⑤ 下見実施者が個別に明細をつけ下見費用を請求する。なお、領収書がない場合は明細を部長に提出し、部長がチェックし承認する。

IX、例会参加申し込みと参加費の扱い

- ① クラス幹事はそれぞれのクラスの参加申込書と参加費を集める。
- ② クラス幹事は参加者名簿と参加費をまとめて会計へ渡す。
- ③ 参加申込書はクラス幹事が保管する。

X、お試しウォークについて

未入会者が試しにウォーキングに参加したい場合は、1回に限り年会費なし、参加費を支払うことにより参加できる。2回目以降は正式に入会しなければならない。

X I、フォト講座などについて

講座会場費・設営費・講師費など費用がかかる場合は役員会に諮り、了承を得ること。

X II、付則

本確認事項は、平成25年10月25日の役員会において決定した。

以 上